締約国に関する情報 ＡＺ	アゼルバイジャン	附属書　Ｂ１ ＡＺ

一　般　情　報

国内官庁の名称	Intellectual Property Agency of the Republic of Azerbaijan （アゼルバイジャン共和国知的財産局）
所在地	Government House, U. Hajibeyli 84, AZ 1000 Baku, Azerbaijan
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 電子メール インターネット ファクシミリ装置	(994-12) 493 39 44, 493 66 87 info@copat.gov.az http://www.copat.gov.az (994-12) 498 10 28, 498 10 29
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補充若しくは補正を含む差替用紙である場合には，送付の日から14日以内に提出 他の書類の場合には，請求がない限り提出義務はない
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する。ただし，ＤＨＬ又はFederal Expressの配達サービスを条件とする。
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
アゼルバイジャンの国民及び居住者のための管轄受理官庁	アゼルバイジャン共和国知的財産局， ユーラシア特許庁（ＥＡＰＯ）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令[2]は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合，出願は制限される： 国家機密を含む出願
アゼルバイジャンが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国　内　保　護：アゼルバイジャン共和国知的財産局 ユーラシア特許：ユーラシア特許庁（ＥＡＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国　　内：特許，実用新案 ユーラシア：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

2　アゼルバイジャン共和国特許法第25条。

ＡＺ	アゼルバイジャン（続き）	ＡＺ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁は銀行送金，小切手又はPANAHシステムを利用した手数料の支払を認める	
国際型調査に関するアゼルバイジャンの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	な　し	
アゼルバイジャンが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
アゼルバイジャンが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は命令に定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	な　し	
ユーラシア特許については，附属書Ｂ２のユーラシア特許機構（ＥＡ）を参照		